

津市名松線沿線地域の魅力づくり事業補助金交付要綱

平成26年3月31日訓第23号

改正 平成27年3月31日訓第41号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市における名松線沿線地域（以下「沿線地域」という。）の魅力づくりにつながる活動を促進し、沿線地域の活性化を図るため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「名松線沿線地域の魅力づくり事業」とは、沿線地域の活性化を図るために行われる各種イベント、会議、講演会その他これらに類する各種催しを行う事業及び沿線地域の美化活動、沿線地域の活性化を目的とした名松線の利用促進活動その他これらに類する取組を行う事業をいう。

(名称)

第3条 第1条の補助金は、「名松線沿線地域の魅力づくり事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第4条 補助金は、本市の区域内に事務所を有し、沿線地域の魅力づくりの促進に係る活動を行う団体又は本市の区域内に住所を有し、又は本市の区域内に所在する事業所等に勤務する個人に対して、名松線沿線地域の魅力づくり事業を実施するための経費（以下「交付対象経費」という。）をその対象として、これを交付するものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金は、交付対象経費に2分の1を乗じて得た額（当該額が40万円を越えるときは、40万円）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請の期限)

第6条 規則第3条第1項の別に定める期日とは、名松線沿線地域の魅力づくり事業を行う日の30日前とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、別に期日を定めることができる。

(添付書類)

第7条 規則第3条第1項第4号の市長が必要と認める書類とは、事業提案書及び事業に係る領収書の写し又はこれに準ずるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日訓第41号)

- 1 この訓は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の津市名松線沿線地域の魅力づくり事業補助金交付要綱の規定は、この訓の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。